

KSKR

奈良県自閉症協会 NEWS

No.264

きずな

2020 Jul.

7

The Kiyuna

http://www.eonet.ne.jp/~asn/

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村 周二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

奈良県発達障害者支援地域協議会が令和2年7月16日奈良県橿原総合庁舎101会議室で行われました。

議題は(1)奈良県発達障害者支援センター「でいあー」の現況について

(2)発達障害児医学的療育支援事業について

(3)精神障害者・発達障害者雇用企業サポート事業について

(4)令和2年度の発達障害児・者にかかる県施策について

(5)意見交換でした。今回の会議ではコロナウイルス感染のこともあり、会議時間が多くとれないためか、報告事項などは事前に配布され、意見交換に時間を多くとられていました。発達障害の人たちが、施設や作業所などで、嫌なマスクをしなけれ

ばならない。体温を測らなければならぬ。三密の対応をする。などの場面で、支援者が苦勞しておられることが話されました。またハローワークなどでは、このコロナのことで、面接会を中止せざるを得ないなど、さまざまな弊害が語られていました。ただ、面白いことに、今回のことで、webを通じての会議やテレワークの実施されたことが、ADHD、アスペルガーの人たち等の中では、普段よりいきいきと仕事をし、積極的に取り組むことができたということがあります。彼らには、自閉症の特性を発揮できるいい機会であったようです。今後も続けてテレワークを取り入れるといいのではと思いました。ただ、Web上でのルール作りをしっかりとしないと、話し合いがめちゃくちゃになってしまう

という面白い話もありました。奈良県自閉症協会としては、今回は、とくに行動障害のある人への対応についての提言を中心に話しました。内容は、メーリングリストに参加しておられる会員さんには情報を流させていただいた、テレビ朝日系列5日放送済みのドキュメンタリー「強度行動障害 わが子を手放す日」での、滋賀の和田さん家族の状況と奈良は同じであり奈良でも支援体制を早急に整える必要があるということです。まだ観られていない方はYouTubeで録画されたものがアップされていますので、ぜひご覧ください。コロナの収束がなかなか見えません。みなさま十分ご注意くださいようお願い申し上げます。(河村)

奈良県福祉医療部より

第48回奈良県障害者作品展の開催について

平素は、障害者福祉施策の推進に格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年も別添開催要綱及び出品要領に基づき標記作品展を開催することといたしましたので、貴管内または、貴職関係の障害者及びその

関係者に広く周知していただき、多数の作品が出品されるようにご配慮をお願いします。

なお、問い合わせ先は下記のとおりとなります。

記

○問い合わせ先

住所: 〒530-0044

大阪市北区東天満2-7-12 株式会社アステム内

奈良県障害者作品展事務局

TEL: 06-6357-3677

FAX: 06-6242-6631

Mail: nara.sakuhin@gmail.com



テレビ朝日系の全国24社が共同で制作するドキュメンタリー番組「テレメンタリー2020」で7月5日放送されたABCテレビ制作の強度行動障害の男性と家族を追ったドキュメンタリー「強度行動障害 ～わが子を手放す日～」

内容…滋賀県に暮らす強度行動障害の男性と家族を、2年半にわたって追ったドキュメンタリー。継続取材により、障害の様子と、支える家族の姿、支援が乏しい現実や、グループホームに入るまでの経緯をつづる。滋賀県守山市に住む和田智泰さん(取材開始時17歳、現在20歳)は、重度の知的障害と強度行動障害がある。強度行動障害とは、自閉症の人にあらわれる後天性の障害だ。物をたたいたり、自分自身を傷つけたり、激しい行動があらわれる。この障害がある人は日本に8000人ほどいると推測されているが、詳しい

調査は行われていない。智泰さんは食事、入浴、排泄、着替えなど、生活のすべてに介助が必要で、父親の進さん(取材開始時58歳、現在60歳)と母親の泰代さん(取材開始時50歳、現在52歳)が、つきつきりで支えてきた。夜、智泰さんは自宅の中で声を上げたり飛び跳ねたりするため、週末の3日間はドライブに連れて行く。あてのない夜のドライブを4時間続ける。進さんは、智泰さんの介護を優先するため、今から5年前に会社を辞めた。その後、新聞配達と、融通のきく非正規の仕事を掛け持ちしながら、家族を支えている。

しかし、夫婦ともに歳をとり、息子を支え続けることが限界になってきた。和田さん夫婦は、智泰さんが養護学校高等部に在籍している頃から、息子が暮らすための障害者の施設を探してきた。滋賀県内の施設は

全て満床。京都府、奈良県、石川県、岡山県など他府県に足を伸ばして施設を探した。なかなか見つからなかったが、あるグループホームが受け入れてくれた。そもそも、障害者の施設は、全国的に不足している。特に、重い知的障害の人を受け入れる施設が足りない。制作はABCテレビ。担当プロデューサー・藤田貴久、担当ディレクター・西村美智子。ナレーターを宮城さつきが務める。

(内容はweb ザテレビジョン 2020/06/30 より引用)



NHKE-テレ7/18放送、すくすく子育て「コミュニケーションとことばの育ち」を観て【言葉の問題】

言葉の問題は、私も大変悩み、焦りました。周囲に遅れを心配されればされるほど、今思うと、軌道修正したい思いになります。トイレトレーニングの時もそうでしたが、問題となる姿かたちにとらわれすぎて、その発達段階や行動のもとに気が付かず、さぞ子供は混乱を深めたと思います。「(アイス)ちょうだいって言ってごらん!」「ちょうだいは?!」コマーシャルや幼児番組の唄を歌ったりできるのに、何故、ママと言わない?数字を覚えて、ひらがなも読めるのに、なぜ、ちょうだいと言ってこない?!

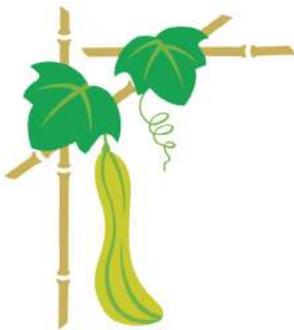
そこに至るまでの要求や、感覚の発達過程を無視して、言葉を無理やり出そうとしていました。言葉を獲得

しなくても、好奇心を刺激するものは獲得できていたのだと思います。テレビをつけていると、気持ちよい刺激の音楽や、その音楽に連動して現れる数字や文字を確認できて快刺激を得られることも。テレビをつけていると、機嫌がよいので親は用事ができる、隙間時間が作れる。視線が合わなかったり、ことばや行動で成長面が遅れると、親は焦って身体面でも遅れてはいけないと思い、食事もおやつも要求しなくても必死で与える、偏食がひどいと体重が減っては大変と無理くりでも。言葉を獲得しづらいのはもちろんですが、子どもにとっての生活場面で必要ならなかったのです。必要なものは自分で獲得するか、もすくは要求しなくても親が与えてくれるから。人の力を借りなくても満たされるから。子どもの好きなことや興味をもつことから得る”快刺激”の力は大きいし

発達の過程に欠かせないことです。PECSの講義の中で目の当たりにし、実感します。

泣いたり、喜んだり、個々の子どもが体現するヒントのつぶさな行動観察の中で、子供が「快」「不快」をあらわるタイミングで声掛け言葉がけを繰り返されると、徐々に言葉の持つ意味が伝わる日が期待できます。思い出すのは「奇跡の人」の映画の中で、サリバン先生が、ドレスが濡れるのも構わずヘレンの手に井戸水をかけて、繰り返し、繰り返し繰り返し、「water! water!」と叫びながら『指文字』で伝えるシーンです。彼女の内で文字と言葉と行動がつながるその時まで、待つ待つ、あきらめずに待つ待つ。「water」の一語を獲得したヘレンは、それを機に爆発的に言葉と世の中の様々な事象を獲得してきます。添付の写真の篁先生の語録(相模原やまびこ会

発行・一冊 500 円) の「言葉の問題」のなかにも、もっと詳しく解説してくださっています。どなたでも購入できます。ご興味のある方は是非読んでいただきたいと思います。(湯浅)



高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

1 令和2年7月3日からの大雨による災害の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

2 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他

施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

また、従来より、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。

3 なお、こうした対応を行っていただく際には、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底していただくようお願いいたします。

(厚労省各民生主管部局)

令和2年度 奈良県発達障害者支援地域協議会

2020年7月16日

特定非営利活動法人
奈良県自閉症協会

1. 2019年度・2018年度に示した意見要望（※別紙）に加え、再度、重度知的障害を伴うASDの強度行動障害についての支援を特に強化してほしい。

○福祉領域の人材育成（・環境調整・行動変容の技術・連携・資源開発の技術）の確立と・医療資源の利用技術との連携。

○奈良県での強度行動障害支援者養成研修の実施（国レベルでは、すでに平成25年より開始されている。基礎研修・実践研修）

2. 奈良における、強度行動障がい

者支援助成金の制度の設置（愛知県岡崎市）1人あたり年額300万円を上限に助成。入所施設から生活介護に対象を拡大。（名古屋市）強度行動障害支援専門チームの派遣の事業を実施。

3. 地域自立支援協議会

○積極的に個別支援会議を開催し早めの医療機関への声がけをする。

○地域の支援体制（整備）に医療も参加する。

○強度行動障害者の行動は、教育、福祉、家庭で変えていける。再学習の方向性を示し、方法を伝える。

○個別支援計画の形骸化の打破。新しいものが盛り込まれない現状の克服。でいあーの指導力必要。

4 就労と自立の目標設定

目的と結果を混同しないで（就労と自立を目標とする悪い習慣を改

め、就労は目的ではなくて結果である）支援を行うこと。

※テレビ朝日系列で7月5日放送された、ABCテレビ制作の「強度行動障害 ～わが子を手放す日～」の滋賀の和田さん家族の現状は奈良も同じである。YouTubeに、テレビ画面を録画したものがアップされています。

<https://www.youtube.com/watch?v=UP7gYcpCk7M>

※毎年、信州大の本田秀夫先生のところで開催されているセミナーが 今回の新型コロナウイルス感染の関係で、webセミナーとなり、YouTubeにアップされていて、観ることができます。よい機会です。ぜひご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=rQw7ooPrAw0>

2020年5月16日に開催された「2020年度第1回子どものこころ診療部 Web セミナー」における講演内容です。(1時間57分)

「重度知的障害を伴う ASD の医療～特に強度行動障害に関して～」

講師:吉川 徹先生(児童精神科医、愛知県医療療育総合センター)



令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる指定就労継続支援A型事業者の運営に関する基準の取扱い等について (厚労省)

令和2年7月3日からの大雨による災害により、熊本県及び鹿児島県の一部地域において甚大な被害もたらされ、今後、指定就労継続支援A型事業者等については、生産活動収入の大幅な減少も予測されます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。)第192条第6項では、「賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害そ

の他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。」とされていますが、この度の災害により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(以下「被災市町村」という。)に指定就労継続支援A型事業所が所在する場合又は取引先企業が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれるときには、指定基準同条同項ただし書を適用することができます。なお、指定就労継続支援B型事業の工賃の支払いについては、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 5」(平成30年12月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)の問1を参考にご対応いただくようお願いいたします。

各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、特段の配慮をしていただくとともに、被災市町村、指

定就労継続支援A型事業所等への周知をよろしくお願いいたします。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 5(平成30年12月17日)(抄)

(就労継続支援B型の工賃の支払い) 問1 指定就労継続支援B型事業において、生産活動収入の変動により、利用者に保障すべき一定の工賃水準(過去3年間の最低工賃)を支払うことが困難になった場合には、工賃変動積立金や工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支払うことになるが、大規模な災害による直接的又は間接的な影響で長期にわたり生産活動収入が得られない場合等において、この対応が困難になったときにはどのようにすればよいか。

(答) 貴見のとおり、まずは工賃変動積立金や工賃変動積立資産により対応するものである。ただし、以下

の①から③をいずれも満たす場合には、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費を充てることをもって、工賃の補填を行っても差し支えない。

① 激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に就労継続支援B型事業所が所在する場合又は取引先企業等が所在する場合、若しくは激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により生産活動収入が得られなかったことが明らかであると指定権者が認めた場合

② 生産活動収入の大幅な減少が見込まれる、又は生産活動は行っているが数か月にわたり十分な生産活動収入が得られなかった場合

③ 工賃変動積立金及び工賃変動積立資産がなく、これらを活用できない場合

なお、生産活動収入が少なくとも災

害前の水準に戻った以後には、利用者工賃に自立支援給付を充ててはならない。



令和2年度の発達障害児・者にかかる県施策について

1 発達障害者支援センター運営事業【31, 403千円】

発達障害者及び発達障害児に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に、以下の業務を行う。

①発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的にその相談に応じ又は助言を行う。

②発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行う。

③医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行う。

④発達障害に関して関係機関及び民間団体との連絡調整を行う。

⑤上記に掲げる業務に附帯する業務

2 地域支援ネットワーク事業【18, 602千円】

発達障害者支援法により地域支援の中核的・専門的機関として位置づけられている「奈良県発達障害支援センターでいあー」に「地域支援コーディネーター」を配置し、地域における相談支援ネットワークを構築し、身近な場所で必要な支援が受けられる体制を整備する。また、関係機関の発達障害者の支援に関する意識醸成及び情報共有を推進する。

①地域支援機関に対する支援

個別事例に関して、支援担当者への助言、支援会議への参加等を行う。

②地域支援機関への研修の開催、地域支援機関共有会議の開催

③事業所研修会の開催等

3 家族支援体制整備事業【488千円】

自閉症、学習障害や注意欠陥多動性障害などの発達障害のある人や家族に対し、ライフステージを通じた一貫した支援体制の強化を図るため、ペアレントメンター養成研修の開催等を行う。

※「ペアレントメンター」・・・発達障害児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う者

4 子ども地域支援事業（発達辞書児医学的療育支援事業）【12, 534千円】

医学的な支援等が必要な在宅の発達障害児等に対して、発達障害児療育指導員を派遣し、個別療育支援を実施するとともに、地域の療育機関等に対して支援方法等の指導・助言を行う。

①発達障害児療育指導員（作業療法士）を配置し、在宅の発達障害児を対象に、訪問による療育支援を実施。

②地域の療育機関等に対しての支援方法等の指導・助言。

5 精神辞書者・発達辞書者雇用企業サポート事業【9, 537千円】

精神障害者や発達障害者の障害特性に応じた就労支援体制を構築するため、精神保健福祉士などの専門家を雇用促進コーディネーターとして2名配置し、企業等に対する障害特性の理解を深め、障害者雇用を促進するとともに、職場定着の向上をサポートするため、以下の業務を行う。

①職場定着に向けた職場環境整備の支援

職場定着に向け、指導者の配置や職場内の協力体制づくり、従業員の障害特性理解の推進などの職場環境整備について企業訪問によるアドバイスなどを行う。

②障害特性に応じた就労形態づくりの支援

医療機関や支援機関等と連携し、障害特性に応じた就労形態づくりに向け、雇用の検討や勤務時間の調整、職場配置、健康管理、各種制度の利用などについて企業訪問によるアドバイスなどを行う。

③個別具体的な職場定着支援

企業がより的確に障害者個人の職場定着に配慮できるように、企業が雇用している精神障害者や発達障害者ごとに、個人の職業能力や障害特性、職場での配慮事項などをまとめた資料を作成し、企業への個別具体

的な支援を行う。

④障害者特性についての理解を深めるための企業内研修や講演会等の開催



ひょうご ぼしゅう
標語募集

れいわ 3 ねんど
令和3年度

じ どう ふく し しゅう かん 児童福祉週間

みんなの夢や希望を込めた児童福祉週間の標語を考えよう!

ぼしゅう きかん
募集期間

れいわ
令和2年9月1日(火) ▶ 10月20日(火)

厚生労働省では、令和3年度の「児童福祉週間」の標語を募集します。最優秀作品に選ばれた標語は児童福祉週間のポスターやイベントで使われます。あなたからの応募をお待ちしています!!



“子どもたちがいきいきと、夢と希望をもって幸せに育つためにはどうしたらいいのだろう”ということをみんなで考えたり、このような考えかたをたくさんの人に知ってもらうための1週間です。



れいわ ねんど
令和2年度のポスター

れいわ ねんど じ どう ふく し しゅう かん さいゆうしゅうさくきん ひょうご
～ 令和2年度「児童福祉週間」の最優秀作品になった標語～



応募フォームに必要事項を入力して、応募してください。

アドレスはこちら→<https://www.kodomonono-shiro.or.jp/jigyo/hyougo>



あなたが考えた標語と、名前、年齢、職業(学校、学年)、住所、電話番号をこちらのアドレスに送ってください→hyogo30@kodomonono-shiro.jp



この用紙に必要事項を記入して、ファックスで送ってください。



ハガキまたは封書に、あなたが考えた標語と、名前、年齢、職業(学校、学年)、住所、電話番号を記入して下の住所に送ってください。(10月20日消印有効)

〒102-0081 東京都千代田区四番町2-12 四番町THビル6階
公益財団法人 児童育成協会「標語募集」係

令和3年度「児童福祉週間」標語応募用紙

FAX 番号：03-5357-1809
児童育成協会「標語募集」係

いくつも応募したい人は、応募用紙1枚に一つずつ書いてね。

名 前	(ふりがな) ()	年齢 歳
職業(学校、学年)		
住 所	〒 -	
電 話 番 号		

障害者をめぐる

法律相談ハンドブック

編著 池原 毅和 (弁護士)

障害のある人が遭遇する法律問題への
対処の仕方がわかる!

障害者をめぐる
法律相談ハンドブック



A5判・総頁324頁
本体価格 3,500円+税
送料別

0120-089-339
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail sleigo@sn-hoki.co.jp

電子版あり
新日本法規オンラインで
発売!

〈電子版〉

本体価格 3,200円+税

新日本法規出版

総合合法情報企業として社会に貢献



公式 Facebook ページ
法律出版社からのお知らせ

障害者をめぐる法律相談ハンドブック

<p>掲載内容</p> <p>第1章 障害福祉サービスの公約 保護をめぐる法律相談</p> <p>(1) 障害福祉サービスの公約 保護をめぐる法律相談</p> <p>(2) 障害福祉サービスの公約 保護をめぐる法律相談とはどのようなものか</p> <p>(3) 障害福祉サービスの公約 保護をめぐる法律相談とはどのようなものか</p> <p>(4) 障害福祉サービスの公約 保護をめぐる法律相談とはどのようなものか</p> <p>(5) 自己負担額が高すぎる</p> <p>第2章 住居・日常生活をめぐる法律相談</p> <p>1. 障害者からの相談</p> <p>(6) 障害者を理由にアパートへの入居を断られた</p> <p>(7) 家主から居室の短租しを求められた</p> <p>(8) 生活しやすいうように自宅を改装したい</p> <p>(9) グループホームの共同生活になじめない</p> <p>(10) 世話人が立ちこんで食事を作ってくれない</p> <p>(11) 契約を解除して事業を変えたい</p> <p>(12) 障害者の権利を理由に事業が中止された</p> <p>(13) 訪問員で契約外の家事や費用を請求された</p> <p>(14) グループホームでの送迎行為、ルール違反があり退去してほしい</p> <p>(15) 他の施設利用者が利用できない</p> <p>(16) 「物忘れや認知症」が激しく、トラブルが頻発している</p> <p>(17) グループホームを新設する予定だが住民から反対運動が起こっている</p> <p>第3章 働くことめぐる法律相談</p> <p>1. 障害者からの相談</p> <p>(18) 働くことに関する相談</p> <p>(19) 契約先で合理的配慮を受けられていない</p> <p>(20) 職場の上司からパワハラや虐待を受け、契約先を辞めたい</p> <p>(21) 職場の環境を悪くしてしまい、それを理由に職場から解雇通告を受けました</p>	<p>第4章 育ち・学びをめぐる法律相談</p> <p>1. 育ちをめぐる相談</p> <p>(22) 障害者を理由に保育園の入園を断られた</p> <p>(23) 学童保育と放課後等デイサービスを利用したい</p> <p>(24) 地域の習字塾に入りたい</p> <p>(25) 都が付き添うことを求められた</p> <p>(26) 移学移行には一緒にいけないと断られた</p> <p>(27) 学級内いじめを受けている</p> <p>(28) 学校で虐待を受けている</p> <p>(29) 手帳没収や要約筆記がなく授業についていけない</p> <p>第5章 外出をめぐる法律相談</p> <p>1. 障害者からの相談</p> <p>(30) 通称の発行にスムーズにできなかった</p> <p>(31) 行動履歴が認められない</p> <p>(32) 車椅子でのレストラン入店を断られた</p> <p>(33) 移動支援中だった障害者が外出先で他人にケガさせた</p> <p>(34) 本人を思案した</p> <p>第6章 消費トラブル・余額活動 をめぐる法律相談</p> <p>1. 消費者トラブルをめぐる相談</p> <p>(35) 損害賠償の請求が断られた</p> <p>(36) 損害賠償の請求が多額の借金があつたことが判明した</p> <p>(37) 工事業者の説明に虚偽があつたので生半減額の契約を取り消したい</p> <p>(38) 差額返金をめぐる相談</p> <p>(39) 差額返金があつても差額額に行きたくない</p> <p>(40) 差額返金を理由に差額返金を拒否したい</p> <p>(41) 差額返金を理由に差額返金を拒否したい</p> <p>(42) 差額返金を理由に差額返金を拒否したい</p> <p>(43) 差額返金を理由に差額返金を拒否したい</p> <p>(44) 差額返金を理由に差額返金を拒否したい</p> <p>(45) 差額返金を理由に差額返金を拒否したい</p> <p>(46) 差額返金を理由に差額返金を拒否したい</p> <p>(47) 差額返金を理由に差額返金を拒否したい</p>	<p>第8章 お金をめぐる法律相談</p> <p>1. 収入をめぐる相談</p> <p>(48) 障害年金をもらいたくない(受給要件等)</p> <p>(49) 障害年金をもらいたくない(受給要件等)</p> <p>(50) 障害年金を打ち切られた</p> <p>(51) 生活が苦しいが、生活保護を申請するのは法的に正しいか</p> <p>(52) 生活保護を受けるとどういう生活になるのか</p> <p>(53) 福祉事務所が保護費の返還を求めた</p> <p>2. 支出をめぐる相談</p> <p>(54) 金銭管理に役立つ通帳を買ってほしい</p> <p>(55) 身寄りのない知的障害のある人に役立ってほしい</p> <p>(56) 高額な医療費を軽減したい</p> <p>第9章 家族をめぐる法律相談</p> <p>(57) 家族関係から介護等の負担が減らしてほしい</p> <p>(58) 家族関係の疑いがある</p> <p>(59) 親族が障害者本人の財産を使っている</p> <p>(60) 同居家族から虐待を受けている疑いがある</p> <p>第10章 市民サービスをめぐる法律相談</p> <p>1. 投票手続をめぐる相談</p> <p>(61) 投票所の公報が読めない(選挙、内容が読めない等)</p> <p>(62) 窓口での対応に不満がある</p> <p>(63) 投票手続を利用者が後援住宅へ入居する</p> <p>(64) スポーツクラブの入会を断られた</p> <p>第11章 災害をめぐる法律相談</p> <p>(65) 自衛隊が避難所に入れない</p> <p>(66) 車椅子利用者や後援住宅へ入居する</p> <p>(67) 被災者支援金名簿はどのように取り扱うか</p> <p>第12章 刑事事件をめぐる法律相談</p> <p>(68) 障害のある女性が性被害に遭った</p> <p>(69) 知的障害のある利用者が万引きで警察に逮捕された</p> <p>(70) 医療機関の医師はどのようなものか</p>	<p>索引</p> <p>○事項索引</p> <p>内容の一部変更することがありますので、ご了承ください。</p>
--	---	---	--

新日本法規出版株式会社
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-10-1
電話 03-5561-1111
FAX 03-5561-1112
E-mail info@sn-hoki.co.jp
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-10-1
電話 03-5561-1111
FAX 03-5561-1112
E-mail info@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-10-1
電話 03-5561-1111
FAX 03-5561-1112
E-mail info@sn-hoki.co.jp

内容見本
CASEY KAWANO

第1章 取寄报社サービスの公的報酬をめぐる法律相談 21

【5】 自己負担額が高すぎる

相談内容

私は市町村民税非課税世帯であり、精神科を継続的に受診し「自立支援医療」の給付を受けています。医療費の負担は上限があり助かる面がありますが、年間80万円程度の薬費年金と作業所からの工賃年間20万円の合計所得年100万円程度しか収入がなく、毎月5,000円、年間6万円の負担は大きいです。なんとかならないでしょうか。

回答

独自の医療費のある自治体に居住している人は軽減対象となります。

第2章 住居費・日常生活をめぐる法律相談 31

【8】 生活しやすいように自宅を改修したい

相談内容

私は車椅子を使用しています。車椅子ユーザーでも貸してもよいというアパート1階の部屋が見つかり、借りることにしました。玄関まで段差もなく、車椅子のまま部屋に入れます。ただ、契約の際には、家主側から、「改修が必要場合、一切家主は費用を負担しない」という条件があり、了解しました。しかし、いざ住もうとすると不慮なことがあり、トイレや風呂場には手すりが必要で、風呂場には段差解消が必要でした。家主はこのような契約をした以上、全て私の方で対応する場合は、家主もこのようにしようか、私の方で対応する場合は、どのような改修してもよいのでしょうか。また、費用を補助してくれるところはあるのでしょうか。

回答

必要に応じて、家主側に合理的配慮の提供を申し出て、建設的対応を促しましょう。費用の助成については住んでいる市町村の障害福祉担当課に問い合わせてみましょう。

法律実務家の視点

1 特約の有効性

「改修が必要な場合、一切家主は費用を負担しない」という相談内容の特約は有効でしょうか。改修等について特約がなければ、民法606

第4章 暮らし・学びをめぐる法律相談 135

【30】 修学旅行には一緒に行けないと言われた

相談内容

小学生の子息には自閉スペクトラム症があり、他の子どもと多くコミュニケーションが限られなかったり、同級生から飛び出してしまうことが稀だと学校から指摘されています。そんな中、今回、学校から「修学旅行には連れて行けない」と言われてしまいました。どうしたらよいでしょうか。

回答

息子さんには修学旅行に参加する権利があります。仮に学校が旅行先でのトラブル等を懸念しているとしても、それについては、学校や教育委員会が教職員・介助員を配置すること等で対応すべきです。

法律実務家の視点

1 修学旅行へ参加する権利

修学旅行は、単なる娯楽として行われるものではありません。「特別活動」における「学校行事」であり、教育課程の一つとして位置づけられています。

第4章 暮らし・学びをめぐる法律相談 137

を欠いている」と指摘したことを受け、支援員各の意見を教育委員会側が負担することで修学旅行が実現しました。

当事者・福祉関係者の視点

「息子も修学旅行を楽しみにしていました。どうぞよろしくお願いました」と、きっぱり拒否しました。どうぞよろしくお願ひ
障害者権利条約が批准される以前は、養護学校があるのに普通学校に「入れてもらっている」「入れてあげている」状態だったので、会での平等の扱いをしてほしいと主張するのは大変でした。しかし現状、状況は悪化しています。日本は、障害のある子どもたちの非学（インクルーシブ教育）を原則とする障害者権利条約と障害者基本法、障害者差別解消法などの法律が整備されています。ところが、法制度が変わっても人々の意識が追いつかず、いまだに一定の障壁があれば特別支援学校、卒業に行かぬばならない、いや行くべきだと考える人が教育行政にも学校関係者にも多いのが現状です。この理由として「安全を確保できない」「手帳がない」「支援できる制がない」等がよく言われますが、これは、非に学ぶことが否定することになるため、予算や制度がなければ作るなど相互の歩み寄りが必要となります。

連れて行けない理由が「安全確保が難しく、お子さんの障害の状態がそれを心配させるものである」として、一緒に行くことを断絶に支援を同行させるなどの合理的配慮をしなければならぬのは、学校であって親御さんではありません。

障害者をめぐる法律相談ハンドブック

第7章 暮らしをめぐる法律相談 201

【46】 知的障害を理由に歯科治療を拒否された

相談内容

18歳の息子には、軽中度の知的障害があります。歯車のように見える歯があったので、息子を連れて歯科医院に行ったところ、治療を受ける際になり、歯医者さんが、あまりじっとしていません。息子を連れて、自分には無理なので、他の歯科医院に行ってくださいと言いました。息子は、虫歯の治療すら受けられないのでしょうか。

回答

安全に歯科治療するための工夫をしないで行くことは、不当な差別的取扱いとなります。

法律実務家の視点

知的障害があることを理由として、治療を、治療を拒否しているため、正当な理由がない限り、差別的取扱いとなることとなります。
①差別理由②、
そこで、「正当な理由」があるかどうかの問題となります。正当な理由が認められるためには、①客観的に見て他の人と違う取扱いをする
②その取扱いがその目的に照らしてやむを得ないことであることが必要です。

202

第7章 暮らしをめぐる法律相談

しかし、本人に「単心説明を工夫することや、治療者さんなどの協力を得ることによって安全に治療を受けられるような場合には、安全を守るために治療を付かないことややむを得ない取扱いにはならないので、「正当な理由」はないこととなります。

少なくとも、相談例の歯科医師としては、イラストを用いるなど、本人に分かりやすい「堅い説明」をしたり、同行している親にもどのような方法なら治療が可能と取りまわすかといった意見を聞いてみるなどのことはする必要があると思います。

それらのことを踏まえて、ただ単に自分には無理なので他の歯科医院に行ってくださいと言ふのであれば、これは不当な差別的取扱いとなります。この場合には、当該歯科医師に対し、治療を求めたり、損害賠償を請求する可能性があります。

当事者・福祉関係者の視点

障害があると、対応してくれる歯科医院を探すのに苦労します。じっとしてられないなどの特性が強く出る患者の治療に困っている歯科医院は多くありません。また、治療を行う歯科医院もありませんので、相談例では、治療を拒否されてしまっただけでなく、

知っていますか? 「こおりやまサポートブック・ファイル」

大和郡山市地域自立支援協議会教育部会では「こおりやまサポートファイル」・「サポートブック」の作成、改訂に取り組みました。



“支援や配慮の必要な人”が、その種別にかかわらず、初めて接する人(例えば新しい担任の先生や支援者など)に、本人の特性や接し方について知ってもらうための情報を書いておくノートです。(ハガキサイズ)



保健、福祉、医療の利用状況や発達面に関する診断・検査の記録を記入していく事で、学校、相談機関、サービス事業所、行政、病院などの関係機関が正確に情報を取得し、切れ目のない適切な支援やサービスを提供するためのファイルです。(A4サイズ)

金魚のキャラクターが、いろんな場面に登場♪イラストなしバージョンあります。



QRコード

是非一度「こおりやまサポートファイル」「こおりやまサポートブック」でキーワード検索をしてください。大和郡山市のHPもしくはQRコードからダウンロードすることができます。

※うまく検索できない時は、

大和郡山市HPトップ > 医療・福祉 > 福祉 > 障害福祉 > 大和郡山市地域自立支援協議会の教育部会の所を見てください。また、市役所厚生福祉課でも配布しています。

★★★★作って良かった♪ひとこと体験談★★★★

サポートブックが役に立ったのは、中学校修学旅行の時！沖縄で民泊があり、初めて会う人や初めて食べる料理、慣れない場所、梅雨の時期で天候も心配…考え出したら心配ごとで頭がいっぱいになりました。

特に苦手な雷や大雨、伝わりやすい声のかけ方や本人のしゃべり方の癖などを記すことで、私も、担任の先生も、旅先でお世話下さる方も、そして本人も、皆にとつての安心の持ち物になりました (^ ^)

昨年 20 才になった息子ですが、障害基礎年金の申請をしました。申請に必要な書類の中には生まれてから今に至る迄の様子を記入する用紙がありますが、無造作に保管してあった連絡帳や通知表、検査の用紙などを探して、四苦八苦してまとめました。サポートファイルに少しずつ記入し必要な書類を一つにしておけばここまで苦労はしなかったらと感しました。



サポートブックを初めて知ったのは息子が小学校低学年の時でした。息子の物語か辞書でも作っている様な気分でとても楽しんで書きました。表紙は息子の一番のお気に入りのぬいぐるみの写真♡息子は日本語をしゃべっている様に聞こえても日本語の意味と違う事もあるので要注意です。「しんどい、熱あるの」と言う時は体調が悪いのではなく、お腹が空いている時、などです。そんな不可思議な「日本語訳」も書いておくと便利です。

新しく担任になった先生、事業所の新しい職員さんやヘルパーさん…「はじめまして」の際にはいつも必ず名刺代わりにサポートブックを見て頂いています。話す事の出来ない息子が指や腕を使って伝えるコミュニケーションのサインを解説したページは息子と関わってくださる方々に「分かりやすかった♪」と好評です。



首より上を触られるのが大の苦手なうちの息子。小さい頃は髪を切ろうとする度に大パニックを起し散髪屋さんには行けませんでした。そこで近所の美容院にサポートブックを持って行って事情を説明して相談させて頂いたところ、快くご協力くださり半年以上の期間をかけて少しずつ慣らしながら取り組み無事に克服する事が出来ました。その美容師さんとはもう十数年間のお付き合い…今では息子の心強い応援団です。

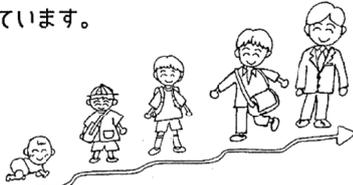


サポートファイルQ&A

Q1 サポートファイルの目的はなんですか？

A. 一生涯にわたって切れ目のない支援を行っていく上で、必要な資料をこの一冊におさめて行くことを目的としています。年齢に伴って変化する生活段階、いわゆるライフステージが大きく変わるとき就学・進学・就職など、支援を必要とする本人に対してスムーズな支援が行われるための資料です。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行(平成28年4月1日)に基づいて作成しています。



Q2 サポートファイルに情報を記入するのは誰ですか？

A. 基本的には保護者が記入します。記入するだけでなく、手元にある資料等を綴っていくこともできます。

- ・医療機関でもらった診断書や発達検査の結果等
- ・学校関係やデイサービスで作成された「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」等
- ・その他、本人にとって有意義な資料

Q3 サポートファイルを保管するのは誰ですか？

A. この一冊には個人情報がたくさん入っています。プライバシーの保護のため、基本的には本人や保護者が保管します。

必要に応じて、本人に関わってもらう幼稚園や保育園、学校の先生に一定期間預け、より良い支援体制を組み立ててもらうこともできます。(「個別的教育支援計画」の作成時に役立ててもらおう、など。)



Q4 サポートファイルを使うとき、注意することは？

A. 「サポートファイル」には、個人情報がたくさん含まれているため、慎重に取り扱う必要があります。

「サポートファイル」の情報は、本人や保護者が必要と感じる相手だけに見せることができます。

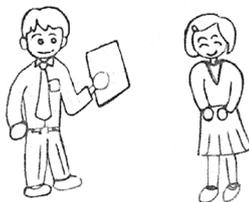
第三者に情報を提供することや、コピーなどをする場合には、必ず保護者の承諾が必要です。



Q5 サポートファイルは学校卒業後どんな役に立ちますか？

A. 本人が一生涯にわたって幸せな生活を営めるようにしたいと考えています。例えば、

- ・就職する際、職場適応援助者(ジョブコーチ)に見せて会社で働きやすい環境を整えてもらったりします。
- ・20歳になって「障害基礎年金」を申請する際、この「サポートファイル」を参考にすると便利です。



こおりやまサポートブック

って、なんですか？

サポートブックの内容

サポートブックには、次のような項目について記入します。

- ・要求の仕方や拒否の仕方等、コミュニケーションの取り方
- ・不安や過敏、パニックへの対応
- ・子どもの好きな遊び、かわり方や苦手なもの
- ・食事やトイレ、着替えなど、その時に必要な情報

サポートブックの書き方

- ・お子さんの発達や成長に応じて、その内容を書き換えていきましょう。
- ・必要なときに、必要な量だけ、相手に伝えておきたいことを書いてみましょう。実際に使ってみて、見てもらった人の意見を参考に更新させていきましょう。
- ・すべての項目に情報を書き留める必要はありません。保護者同士で書いてみたり、学校の先生と一緒に記入してみるのも良いでしょう。



サポートブックの使い方

- ・この『サポートブック』を、支援者の方との外出時や行きつけの店、学童保育や学校の先生などに渡しておきます。本人のことを知ってもらい、活動や関わる時のヒントにしてもらい、地域生活や社会自らの支援に役立てていくとよいでしょう。

使用上の注意とお願い

- ・個人情報に関わる内容も記入しますので、取り扱いには慎重に行ってください。このサポートブックに記載されている情報は、本人や保護者が必要と感じる相手だけがみることができます。
- ・第三者に情報を提供することや、コピーなどをする場合には、必ず本人や保護者の承諾が必要です。



第55回

NHK 障害福祉賞

～障害のある人と支える人の体験記録の募集～

「NHK障害福祉賞」は、障害福祉への関心や理解を広めるため、
障害のある人自身の体験記録や
障害児・者の教育・福祉の実践記録を募集しています。
みなさんの思いを込めた作品をお待ちしております。

募集締切 2020年8月14日(金) 当日消印有効

募集部門と内容 2つの部門で、文章による記録(作文)を募集します
(応募方法など詳細は裏面をご覧ください)

第1部門

障害のある
ご本人の部門

学校や施設での生活、自立や就労への挑戦、
また自分の生きてきた道など、
あなた自身の体験の記録をお寄せください。

第2部門

障害のある人とともに
歩んでいる人の部門

教育・指導の実践、親と子の成長の記録、
仕事や行事を通しての交流など、
ともに生きてきた体験記をお寄せください。

主催 **NHK、NHK** 厚生文化事業団
後援 厚生労働省、文部科学省、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、社会福祉法人 全国社会福祉協議会、
公益財団法人 全国精神保健福祉会連合会、一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会、全日本特別支援教育研究連盟、
社会福祉法人 日本肢体不自由児協会、公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会、
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会、日本発達障害学会、一般社団法人 日本発達障害ネットワーク
協力 一般社団法人 電子情報技術産業協会

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定価：100円